

協定について

1 協定の位置付け

- (1) 協定は、機構と会社が協力して高速道路事業を行う上で必要となる基本的事項を定めるもの。
- (2) 機構と会社は、機構の業務を一体として行う必要がある全国路線網、地域路線網又は一の路線に属する高速道路ごとに、協定を締結。
- (3) 協定に基づき、
 - 機構にあっては、貸付料、債務返済計画等を記載した業務実施計画を作成（大臣認可）。
 - 会社にあっては、会社が行う高速道路の事業範囲、料金及びその徴収期間等を記載した事業計画を申請（大臣許可）。
- (4) 協定を適切に定めることにより、債務を確実に返済しつつ、高速道路の管理が適正かつ効率的に行われる枠組みを実現。

2 協定の内容

協定の対象となる高速道路の路線名

新設、改築又は修繕に係る工事の内容

に係る債務引受限度額

災害復旧に係る債務引受限度額

機構が会社に対して行う無利子貸付けの貸付計画

機構が貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間

料金の額及びその徴収期間

その他

イ) 高速道路の管理水準の確保に関する事項

ロ) 機構から会社に対する助成に関する事項

ハ) 協定の変更その他必要な事項

（高速道路の路線名）に関する協定（骨子案）

（目的）

第1 本協定は、機構法第12条第1項の機構（甲）の業務及び道路会社法第5条第1項第1号又は第2号の会社（乙）の事業（業務等）の実施に必要な事項を定めることにより、業務等の適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする旨規定。

（協力）

第2 甲及び乙は、その業務等の実施に当たっては、債務の返済等の確実かつ円滑な実施を図りつつ、高速道路の管理が適正かつ効率的に行われるよう、相互に密接な連携を図りながら協力するものとする旨規定。

（協定の対象となる高速道路の路線名）

第3 本協定の対象となる高速道路の路線名について規定。

（工事の内容）

第4 乙が行う高速道路の新設、改築、修繕等に係る工事の内容（原則として、供用区間単位で、路線名及び工事の区間、工事方法、工事予算等について定めることを想定）について規定。

（新設、改築又は修繕に係る債務引受限度額）

第5 新設、改築又は修繕に係る工事に要する費用に係る債務であって、甲が乙から引き受けることとなるものの限度額について規定（原則として、供用区間単位で定めることを想定）。

（災害復旧に係る債務引受限度額）

第6 災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であって、甲が乙から引き受けることとなるものの限度額について規定。

(無利子貸付けの貸付計画)

第7 甲が乙に対して行う機構法第12条第1項第4号及び第6号の無利子貸付けの貸付計画について規定(年度ごとに定めることを想定)。

(貸付けに係る道路資産の内容)

第8 甲が乙に貸し付ける道路資産の内容について規定。

(道路資産の貸付期間)

第9 甲が乙に貸し付ける道路資産の貸付期間は、それぞれの道路資産が甲に帰属した日から(貸付期間満了の日=料金徴収期間満了の日)までとする旨規定。

(道路資産の貸付料)

第10 甲が乙に対して貸し付ける道路資産の貸付料について規定(年度ごとに定めることを想定)。

(料金の額及び徴収期間)

第11 第3に規定する高速道路を供用することにより徴収する料金の額及び料金徴収期間について規定。

(維持、修繕その他の管理)

第12 乙は、道路を常時良好な状態に保つように適正かつ効率的に高速道路の維持、修繕その他の管理を行い、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない旨規定。

(助成)

第13 甲は、乙がその経営努力により高速道路の新設、改築又は修繕に関する工事に要する費用を縮減した場合には、助成金を交付することができる旨規定。

(道路資産の甲への帰属)

第14 高速道路に係る道路資産が甲に帰属する場合の手續について規定。

(債務の引受け)

第15 高速道路の新設、改築等に要する費用に充てるために乙が負担した債務を甲が引き受ける場合の手續について規定。

(協定の変更)

第16 甲及び乙は、おおむね5年ごとに、本協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、相互に、その変更を申し出ることができること等協定の変更ルールについて規定。

(協議)

第17 本協定に定めのない事項等については、その都度甲乙協議して定めるものとする旨規定。

附 則

本協定の施行期日について規定。